

証券コード：8173
平成29年6月6日

株主のみなさまへ

大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

上新電機株式会社

取締役社長 中嶋克彦

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の「議決権行使書用紙」に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日(月曜日)午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
当会社 本社7階会議室

3. 目 的 事 項

- 報告事項
1. 第69期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第69期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 株式併合の件 |
| 第4号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第7号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 |
| 第8号議案 | 取締役に対する報酬額変更の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.joshin.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、政府主導の各種政策を背景に、企業収益や雇用環境は改善傾向にあり、引き続き緩やかな回復基調が続いているものの、海外経済の不確実性の高まりや不安定な株式相場、為替動向などにより景気の減速が懸念される状況にありました。個人消費においても消費マインドの低迷から依然として力強さに欠ける状況となっており、先行き不透明な状態で推移しました。

当家電販売業界におきましても不透明な消費動向を反映し、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等白物家電は堅調に推移する一方で、テレビ、ブルーレイレコーダー等の映像関連商品をはじめとして調理器具、デジタルカメラ等は低調な販売実績に留まりました。また、商環境におきましても、消費マインドの低下による需要の低迷や競合他社の出店攻勢、ネット販売の拡大基調等は継続され、「店舗・価格・サービス」での企業間競争はますます激しくなっており、厳しい経営環境が続いております。

このような厳しい状況下、当グループの経営の基本である『仕事の精度と回転率をあげ すべての生産性を高める!』を担う『人の力』、「唯一関西資本」「阪神タイガースオフィシャルスポンサー」「安心・安全で信頼出来るジョーシン」等を活用した『会社の力』、取引先との連携による新製品や注目商品を基本とした『商品の力』、環境変化に適応する『時の力』、こうした『四つの力』を最大限に発揮し、諸施策にグループ一丸となって取り組んでまいりました。

営業面では、増加傾向が続く海外からの旅行者への利便性の向上を目指した、中国の電子決済サービス最大手「アリペイ」の店頭決済の開始や、NTTドコモとの加盟店契約締結による共通ポイントプログラム「dポイント」の取扱を開始する等、幅広いお客様のニーズへの対応を強化してまいりました。

店舗展開につきましては、店舗力の強化と投資効率の改善を目指して、太子店（兵庫県）をはじめ8店舗の出店を行うとともに6店舗を撤収した結果、当期末の店舗数は227店舗となりました。

以上の結果、当期の連結業績は、次のとおりとなりました。

売上高	3,743億87百万円	(前期比 0.4%減)
営業利益	79億82百万円	(前期比 1.8%増)
経常利益	80億50百万円	(前期比 3.2%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	51億90百万円	(前期比 19.1%増)

品種別売上高

区 分	売 上 高	構 成 比	対前期増減率	
	百万円	%	%	
家 電	テ レ ビ	23,828	6.4	△5.7
	ビデオ及び関連商品	13,026	3.5	△8.8
	オーディオ及び関連商品	7,190	1.9	△8.8
	冷 蔵 庫	23,982	6.4	3.0
	洗濯機・クリーナー	32,885	8.8	3.3
	電子レンジ・調理器具	19,866	5.3	△1.6
	理美容・健康器具	14,311	3.8	△2.7
	照 明 器 具	4,649	1.2	△14.0
	エ ア コ ン	34,263	9.2	6.5
	暖 房 機	4,891	1.3	1.2
そ の 他	22,977	6.1	△3.9	
小 計	201,874	53.9	△0.9	
情 報 通 信	パ ソ コ ン	21,063	5.6	△0.1
	パソコン周辺機器	18,224	4.9	△9.6
	パソコンソフト	1,643	0.5	△8.8
	パソコン関連商品	20,263	5.4	0.4
	電 子 文 具	1,885	0.5	△0.2
	電話機・ファクシミリ	2,162	0.6	△8.1
	携 帯 電 話	22,117	5.9	△2.3
そ の 他	1,990	0.5	△27.9	
小 計	89,351	23.9	△3.8	
そ の 他	音 楽 ・ 映 像 ソ フ ト	4,492	1.2	5.7
	ゲーム・模型・玩具・楽器	44,846	12.0	6.2
	時 計	2,492	0.7	2.7
	修 理 ・ 工 事 収 入	13,315	3.5	6.6
	そ の 他	18,014	4.8	1.7
小 計	83,161	22.2	5.1	
合 計	374,387	100.0	△0.4	

(注) △印は減少を示します。

(2) 設備投資等の状況

当期に実施いたしました設備投資額は117億円で、その主なものは、店舗の新設、既存店舗の改装等であります。

新設店舗 <8店舗>		
太子店 (兵庫県)	東近江店 (滋賀県)	狭山イオン店 (埼玉県)
一宮尾西店 (愛知県)	アピタ長久手店 (愛知県)	楽天イオンモール各務原店 (岐阜県)
(新)富山南店 (富山県)	長岡愛宕店 (新潟県)	
改装店舗 <31店舗>		
市岡店 (大阪府)	蒲生店 (大阪府)	三国ヶ丘店 (大阪府)
南いばらき店 (大阪府)	門真店 (大阪府)	富田林店 (大阪府)
枚方店 (大阪府)	寝屋川店 (大阪府)	美原店 (大阪府)
泉南イオンモール店 (大阪府)	山崎イオン店 (兵庫県)	津名店 (兵庫県)
丹波ゆめタウン店 (兵庫県)	伊丹昆陽イオンモール店 (兵庫県)	福知山店 (京都府)
山科店 (京都府)	郡山イオンモール店 (奈良県)	東生駒店 (奈良県)
上牧店 (奈良県)	和歌山店 (和歌山県)	和歌山北店 (和歌山県)
アリオ倉敷店 (岡山県)	アクロス豊川店 (愛知県)	稲沢店 (愛知県)
小牧店 (愛知県)	大高イオンモール店 (愛知県)	大垣イオンモール店 (岐阜県)
各務原イオンモール店 (岐阜県)	津城山イオンタウン店 (三重県)	長岡古正寺店 (新潟県)
上越店 (新潟県)		
撤収店舗 <6店舗>		
アット入間サイオス店 (埼玉県)	八千代イズミヤ店 (千葉県)	熱田千年イオンタウン店 (愛知県)
日進香久山店 (愛知県)	(旧)富山南店 (富山県)	長岡川崎店 (新潟県)

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、引き続き緩やかな回復が期待されますが、海外景気の下振れリスクや、国内の消費動向等、先行きについて不透明な状況が続くものと思われま。

当家電販売業界におきましても、消費マインドの低迷による需要の伸び悩みや競合他社の出店攻勢、ネット販売の拡大基調等は継続するものと想定され、「店舗・価格・サービス」での企業間競争はますます熾烈になるものと予測されます。

このような厳しい状況下、当グループの持つ有形無形の資産のフル活用と活性化による、堅実かつ着実な成長を目指し、新たな中期経営計画を策定しました。計画期間を3年とし、より機動的かつ精度の高い計画の推進を図ってまいります。（新計画を『J T-2020 経営計画』と称します。）

「オンリーワンの幸せ提供業」をテーマに、創業以来積み上げてきた経営資源を最大限活用しつつ、事業構造の改革と全従業員の経営参画によって、時代の変化に即応し、時代のニーズをいち早くビジネスに直結させて、「オンリーワン」を目指す企業風土の醸成と高い収益性の実現を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第66期	第67期	第68期	第69期(当期)
	25. 4. 1～26. 3. 31	26. 4. 1～27. 3. 31	27. 4. 1～28. 3. 31	28. 4. 1～29. 3. 31
売 上 高(百万円)	401,798	372,385	375,782	374,387
経 常 利 益(百万円)	7,237	6,628	7,802	8,050
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,037	3,366	4,356	5,190
1株当たり当期純利益(円)	60.78	66.82	83.13	98.28
総 資 産(百万円)	182,411	175,005	180,905	185,971
純 資 産(百万円)	61,949	66,807	70,773	75,859

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数(自己株式数控除後)に基づいて算出しております。
なお、期中平均株式数は、社員持株会専用信託口が所有する当社株式を控除しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年3月31日現在）

① 親会社との関係

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
ジョーシンサービス株式会社	60	100.0	家電商品等の配送、据付、修理及び保守業務
ジョーシンテック株式会社	100	100.0	損害保険・生命保険代理店業務
ジェー・イー・ネクスト株式会社	50	100.0	音楽・映像ソフトのレンタル、中古書籍等の売買
兵庫京都ジョーシン株式会社	20	100.0	各事業の請負並びに受託運営
ジャプロ株式会社	10	(100.0)	情報機器、通信機器の取付・設定
東海ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
関東ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
滋賀ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
和歌山ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
中四国ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
ジェイ・ホビー株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
J・P・S商事株式会社	10	100.0	家電商品等の販売
北信越ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営

(注) 1. 連結子会社は、上記の13社であります。

2. ジャプロ株式会社の「当社の議決権比率」欄の（ ）内は間接所有であり、ジョーシンサービス株式会社が所有しております。

3. 平成29年2月1日付で北信越ジョーシン株式会社は、株式会社北信越ジョーシンに商号変更後、同社を分割会社とする会社分割（新設分割）を行い、北信越ジョーシン株式会社（現）を新たに設立しております。また、同日付で当社を存続会社として、株式会社北信越ジョーシンを吸収合併しております。

③ 特定完全子会社の状況

当社には、特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社及びその連結子会社で構成するジョーシングループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

当社は、家電商品、情報通信機器、エンタテインメント商品及び住宅設備機器とこれらに関連する商品の専門販売店をコア事業としております。

ジョーシンスーパースタッフ株式会社は、商品の配送、据付、修理及び保守業務を行っております。また、ジャプロ株式会社は、情報通信機器の取付・設定業務を行っております。

ジョーシントック株式会社は、損害保険・生命保険代理店業務及び長期修理保証制度に関する業務を行っております。

ジェー・イー・ネクスト株式会社は、音楽・映像ソフトのレンタルや中古書籍等の売買を行う専門店を営んでおります。

J・P・S商事株式会社は、家電商品等の販売業務を行っております。

当社は、兵庫京都ジョーシン株式会社、東海ジョーシン株式会社、関東ジョーシン株式会社、滋賀ジョーシン株式会社、和歌山ジョーシン株式会社、中四国ジョーシン株式会社、北信越ジョーシン株式会社及びジェイ・ホビー株式会社に店舗運営の一部を業務委託しております。

(注) 平成29年2月1日付で北信越ジョーシン株式会社は、株式会社北信越ジョーシンに商号変更後、同社を分割会社とする会社分割（新設分割）を行い、北信越ジョーシン株式会社（現）を新たに設立しております。また、同日付で当社を存続会社として、株式会社北信越ジョーシンを吸収合併しております。

(8) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

- ① 本 社 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- ② 店 舗 227店舗

所在地	店舗数	名 称	所在地	店舗数	名 称
大阪府	67店	岸和田店 他	愛知県	15店	スーパーキッズランド大須店 他
兵庫県	34店	三宮1ばん館 他	岐阜県	7店	多治見店 他
京都府	12店	京都1ばん館 他	三重県	8店	松阪店 他
滋賀県	13店	守山店 他	静岡県	1店	焼津インター店
奈良県	13店	郡山店 他	富山県	8店	富山本店 他
和歌山県	9店	和歌山店 他	石川県	5店	金沢本店 他
岡山県	2店	岡山岡南店 他	福井県	2店	福井本店 他
東京都	4店	板橋前野店 他	新潟県	9店	亀貝店 他
神奈川県	3店	港北インター店 他	山形県	2店	山形嶋店 他
埼玉県	9店	こしがや店 他	長野県	1店	長野インター店
千葉県	3店	アウトレット浦安店 他			

(9) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,782名	81名増

(注) 従業員数には、臨時従業員3,128名（一般従業員の標準勤務時間数から換算した平均年間雇用人員数）は含んでおりません。

(10) 借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社りそな銀行	11,952
三井住友信託銀行株式会社	6,709
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,365

(注) 上記は、借入総額の10%以上の借入先であります。

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 99,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 57,568,067株
- (3) 株主数 3,361名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
上新電機社員持株会	3,571	6.65
第一生命保険株式会社	2,700	5.02
株式会社りそな銀行	2,502	4.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,674	3.11
三井住友信託銀行株式会社	1,200	2.23
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,143	2.12
パナソニック株式会社	1,085	2.02
シャープ株式会社	1,085	2.02
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,013	1.88
ソニーマーケティング株式会社	999	1.86

(注) 持株比率は、自己株式(3,862,597株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	土井 栄 次	
代表取締役	中 嶋 克 彦	社長執行役員
代表取締役	金 谷 隆 平	副社長執行役員 経営管理本部長兼経営企画部長 ジョーシンテック株式会社(連結子会社)代表取締役社長
取 締 役	横 山 晃 一	常務執行役員 開発本部長兼開発部長
取 締 役	尾 上 公 一	常務執行役員 ダイレクトマーケティング本部長 J・P・S商事株式会社(連結子会社)代表取締役社長
取 締 役	田 中 幸 治	常務執行役員 経営管理本部副部長兼総務部長
取 締 役	浄 弘 晴 義	執行役員 営業本部CS推進担当
取 締 役	前 平 哲 男	執行役員 営業本部サポートサービス担当 ジョーシンサービス株式会社(連結子会社)代表取締役社長兼 ジャプロ株式会社(連結子会社)代表取締役社長
取 締 役	野 崎 清 二 郎	
監 査 役(常 勤)	杉 原 宣 宏	
監 査 役(常 勤)	松 浦 儀 成	
監 査 役(常 勤)	橋 本 雅 康	
監 査 役	内 藤 欣 也	弁護士

- (注) 1. 平成28年6月28日開催の第68回定時株主総会において、野崎清二郎氏が新たに取締役に選任されました。
2. 平成28年6月28日開催の第68回定時株主総会において、松浦儀成、橋本雅康及び内藤欣也の各氏が新たに監査役に選任されました。
3. 宇多敏彦、西岡裕及び岩田直樹の各氏は、平成28年6月28日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 山崎岩夫、保田春久及び表久守の各氏は、平成28年6月28日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
5. 取締役野崎清二郎氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 監査役橋本雅康及び内藤欣也の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
7. 監査役橋本雅康氏は、金融機関での長年の経験があり、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	12名	179百万円
監 査 役	7名	42百万円
計 (うち社外役員)	19名 (6名)	222百万円 (24百万円)

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

社外取締役については、野崎清二郎氏が平成28年6月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回中20回（定例の取締役会には19回中19回）出席し、主に企業経営における広範かつ高い見識に基づく発言を行っております。

社外監査役については、橋本雅康氏が平成28年6月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回中20回（定例の取締役会には19回中19回）出席、内藤欣也氏が20回中16回（定例の取締役会には19回中15回）出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

監査役会には橋本雅康氏が就任以降11回中11回、内藤欣也氏が就任以降11回中11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。

特に内藤欣也氏は弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 39百万円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、組織運営効率化検討支援業務及び生産性向上設備投資促進税制の申請に要する投資計画の事前確認業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス統括責任者（経営管理本部長を務める取締役）を委員長とする「CSR委員会」を設置する。
- ② コンプライアンスの推進については、社長直轄の「CSR推進室」を設置し、「ジョーシングループ行動規範」を制定するとともに、当社及び子会社の役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
- ③ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス統括責任者（経営管理本部長を務める取締役）を通じてトップマネジメント、取締役会、執行役員会、監査役に報告される体制を構築する。
- ④ 「公益通報体制運営基準」を設け、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の窓口を整備するとともに、通報者が相談または通報したことを理由として不利益な扱いを行わないこと等を具体的に規定した公益通報制度を導入する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを「ジョーシングループ行動規範」において全社員に徹底し、対応体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各マニュアル等に従い、保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ② 情報の管理については、情報セキュリティ管理基準、個人情報管理基準を制定する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危機を管理する組織として「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社からなる企業集団を取り巻く様々なリスクについて把握・分析・評価し、適切な対策を実施するなど、リスク管理体制の整備を推進する。
- ② リスク管理委員会は、「CSR委員会」の下に設置された「コンプライアンス・プロジェクトチーム」や、内部統制制度への対応を行う「内部統制プロジェクトチーム」、その他個別業務ごとに設置された委員会等と、リスク管理に関し緊密に連携する。
- ③ 社長に直属する組織として「監査部」を設置し、当社及び子会社各社の内部監査を担当させる。監査部は、内部監査規程に基づき、定期的に内部監査を実施する。監査実施項目・実施方法等については、監査部が定期的にこれを見直す。

- ④ リスク管理委員会は、有事における事業継続を有効に機能させるための体制として事業継続マネジメントシステム（BCMS）を整備し推進するため、リスク管理委員会の下に「BCMS推進ワーキング会議」を設置する。
- ⑤ 不測の事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づく災害（事故）対策委員会を招集し、損害の拡大防止にあたる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務ラインにおいて目標達成のために活動することとする。
- ② 定例の取締役会を毎月2回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ③ 取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を選任する。
- ④ 変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
- ⑤ 業務の効率化のため、必要な電子化を推進する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社取締役に当社取締役に就任させる。
- ② 子会社監査役に当社監査役に就任させる。
- ③ 当社及び子会社各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、CSR推進室が、当社コンプライアンス統括責任者の指示のもと、企業集団のコンプライアンスを総括・推進する体制とする。
- ④ 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社においても(4)①④⑤について準用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会決議により、これを定める。
- ② 当該従業員に関する具体的な人事については、監査役の同意を得て取締役会がこれを定める。

(7) 取締役及び執行役員その他の従業員が監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び執行役員その他の従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役及び執行役員その他の従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

- ③ 当社子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に周知する。
- ⑤ 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記①から④については社外取締役に準用するものとする。

(8) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会の他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めるとする。
- ② 監査役は、会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるため必要に応じて能動的に連携を図っていく。
- ③ 監査役は、監査部から当社及び子会社各社の内部監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的に連携を図る。
- ④ 監査役の職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求を行ったときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑤ 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記①から④については社外取締役に準用するものとする。

なお、反社会的勢力の排除について、当社は犯罪対策閣僚会議（平成19年6月19日公表）の主旨に基づく「反社会的勢力排除に係る基本方針」を取締役会において決議し、ホームページ等に公開しております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当グループにおけるコンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、当期は、取締役、執行役員、部門長、子会社社長等が参加するCSR委員会、リスク管理委員会をそれぞれ4回開催しており、グループ各部門における諸施策の推進及び情報の共有化を図りました。

なお、CSR委員会の下に設置された「コンプライアンス・プロジェクトチーム」会議は、当期10回実施し、情報セキュリティ対策を含む各種コンプライアンス課題への対応と情報共有を図っております。また、「内部統制プロジェクトチーム」は、当期1回の会議開催と担当メンバーによる個別会合を随時実施し、内部統制制度への対応を行っております。

- ② 当グループにおける業務の適正を確保しコンプライアンス推進を確実なものとするための行動規範として「ジョーシングループ行動規範」を平成16年10月に制定し、その後も市場環境等の動向に応じて適宜改定するなど、当グループにおける各種事業活動に対して従業員が遵守すべき事項の周知徹底に努めております。この「グループ行動規範」は冊子にしてグループ内の全従業員に配付するとともに、社内ネットワークから閲覧できるようにしており、また、新入社員研修や役職登用候補者研修のテキストとしても活用するなど、全従業員の日常的な指導・教育に活用しております。

また、公益通報制度につきましては、社内通報窓口を当社総務部内に設置するとともに、社外通報窓口を弁護士事務所内に設けており、継続的に運用するとともに、従業員研修の際にも、公益通報制度の趣旨と通報窓口の案内をするなど、社内周知に努めております。

なお、反社会的勢力への対応につきましても、契約書等への反社会的勢力排除条項挿入等をはじめとした取組みを継続して実施しております。

- ③ 財務報告の信頼性を確保するための取組みとしては、毎年期初に内部統制の評価範囲の見直しを行っております。当期は、当社と子会社2社（ジョーシンサービス株式会社、北信越ジョーシン株式会社※）を評価範囲として、全社的な内部統制、重要なITシステムの全般統制、主要な業務プロセスの内部統制について、整備状況及び運用状況の評価を実施しました。

※平成29年2月1日付で北信越ジョーシン株式会社を会社分割・吸収合併したため、北信越ジョーシン株式会社の全社的な内部統制評価は平成29年1月31日を期日として実施しております。

- ④ 当期は、取締役会を26回、監査役会を14回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の確認等を行いました。

また、社外取締役を1名選任しており、取締役会においてその見識を踏まえた意見等により、取締役会における経営判断の適切性の向上と監督機能の強化を図っております。

- ⑤ 監査の実効性を高めるため、常勤監査役と監査部との情報交換ミーティングを定期的に行っており、当期は8回実施しました。その他、常勤監査役はCSR委員会、リスク管理委員会等の重要な会議にも出席しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下「方針決定」といいます。）を支配する者は、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならぬと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主にに対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 基本方針実現のための具体的な取組みの概要

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

さらに当社は、コーポレート・ガバナンスの充実にも積極的に取組み、CSR推進室の設置を含め内部統制システムの整備に努め、公益通報体制の整備・プライバシーマークの認定取得（平成17年4月）・ISO14001の認証取得（平成12年3月）などに加え、省エネ型製品普及推進優良店にも数多くの店舗が認定されております。さらに、創業時から実践してまいりました取組みが評価され「製品安全対策優良企業表彰 大企業小売販売事業者部門 経済産業大臣賞」を3回連続で受賞（平成20年、平成22年、平成24年）し、同制度が新たに創設した「製品安全対策ゴールド企業マーク」を使用する条件を満たしていることから、栄誉ある当該マークの授与第1号として選ばれました。また、平成18年6月には、こうした取組みをまとめたCSR報告書を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております。このように当社は、法令・社会規範の遵守や環境保全といった企業としての社会的責任を果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月22日開催の当社定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、平成22年6月25日開催の当社定時株主総会、次いで平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において、それぞれ一部改定を行った上で、株主の皆様のご承認をいただき更新いたしました。（以下「前対応方針」といいます。）前対応方針の有効期間が、平成28年6月28日開催の当社定時株主総会の終結の時までであるため、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、前対応方針を更新することを決定し、同定時株主総会において決議されております。（以下「本対応方針」といいます。）

(3) 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

基本方針の実現に資する特別な取組みについては、お客様に快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆様が十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために本対応方針への更新を決定したものであり、本対応方針は、基本方針に沿った取組みであると考えております。

その内容としても、予め大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、本対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応方針は、当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、本対応方針は、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（Ⅰ 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、Ⅱ 事前開示・株主意思の原則、Ⅲ 必要性・相当性の原則）を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

本対応方針は、現対応方針と同様に、3年ごとにその継続の可否について株主の皆様へ決議していただく予定となっております。この点からも、本対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

※本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。

(<http://www.joshin.co.jp/joshintop/ir1.html>)

平成28年5月12日付開示資料

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新のお知らせ」

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
ただし、1株当たり当期純利益は小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	99,556	流動負債	75,316
現金及び預金	3,673	支払手形及び買掛金	29,778
受取手形及び売掛金	13,808	1年内返済予定の長期借入金	16,443
たな卸資産	71,432	未払法人税等	1,356
繰延税金資産	3,258	賞与引当金	2,012
その他	7,392	ポイント引当金	4,239
貸倒引当金	△9	店舗閉鎖損失引当金	602
		その他	20,884
固定資産	86,415	固定負債	34,796
有形固定資産	64,818	長期借入金	26,980
建物及び構築物(純額)	30,775	再評価に係る繰延税金負債	551
工具、器具及び備品(純額)	3,166	商品保証引当金	1,238
土地	27,717	退職給付に係る負債	55
建設仮勘定	303	資産除去債務	3,101
その他(純額)	2,854	その他	2,868
無形固定資産	1,938	負債合計	110,112
借地権	1,043	〈純資産の部〉	
その他	895	株主資本	75,748
投資その他の資産	19,658	資本金	15,121
投資有価証券	5,361	資本剰余金	19,983
長期貸付金	11	利益剰余金	44,537
退職給付に係る資産	488	自己株式	△3,894
差入保証金	13,225	その他の包括利益累計額	110
その他	777	その他有価証券評価差額金	2,056
貸倒引当金	△205	土地再評価差額金	△2,105
		退職給付に係る調整累計額	160
資産合計	185,971	純資産合計	75,859
		負債及び純資産合計	185,971

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		374,387
売上原価		288,328
売上総利益		86,058
販売費及び一般管理費		78,075
営業利益		7,982
営業外収益		
受取利息	53	
受取配当金	88	
受取手数料	110	
受取保険金及び配当金	71	
受取貸付料	9	
補助金収入	29	
その他	121	484
営業外費用		
支払利息	308	
家賃	20	
その他	86	416
経常利益		8,050
特別利益		
固定資産売却益	29	
投資有価証券売却益	88	
賃貸借契約解約益	37	
収用補償金	27	
その他	5	187
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	48	
減損損	801	
貸倒引当金繰入額	159	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	514	1,531
税金等調整前当期純利益		6,706
法人税、住民税及び事業税	1,695	
法人税等調整額	△179	1,515
当期純利益		5,190
親会社株主に帰属する当期純利益		5,190

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,121	19,983	40,166	△4,044	71,226
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△861		△861
親会社株主に帰属する当期純利益			5,190		5,190
土地再評価差額金の取崩			42		42
自 己 株 式 の 取 得				△116	△116
自 己 株 式 の 処 分				266	266
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	4,371	149	4,521
当 期 末 残 高	15,121	19,983	44,537	△3,894	75,748

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1,505	△2,063	105	△452	70,773
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△861
親会社株主に帰属する当期純利益					5,190
土地再評価差額金の取崩					42
自 己 株 式 の 取 得					△116
自 己 株 式 の 処 分					266
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	551	△42	55	563	563
当 期 変 動 額 合 計	551	△42	55	563	5,085
当 期 末 残 高	2,056	△2,105	160	110	75,859

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

〈連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〉

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

- 13社 ジョーシンサービス株式会社
ジョーシンテック株式会社
ジェー・イー・ネクスト株式会社
兵庫京都ジョーシン株式会社
ジャプロ株式会社
東海ジョーシン株式会社
関東ジョーシン株式会社
滋賀ジョーシン株式会社
和歌山ジョーシン株式会社
中四国ジョーシン株式会社
ジェイ・ホビー株式会社
J・P・S商事株式会社
北信越ジョーシン株式会社

平成29年2月1日付で北信越ジョーシン株式会社は、株式会社北信越ジョーシンに商号変更後、同社を分割会社とする会社分割（新設分割）を行い、北信越ジョーシン株式会社（現）を新たに設立し、連結の範囲に含めております。また、株式会社北信越ジョーシンは、同日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品…………… 先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

貯蔵品…………… 最終仕入原価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産…………… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無 形 固 定 資 産…………… 定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3)重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポ イ ン ト 引 当 金…………… ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金…………… 店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

商 品 保 証 引 当 金…………… 販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過年度における修理実績率に基づき、当連結会計年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象	(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
	金利スワップ	長期借入金の利息

ヘッジ方針……………当グループのリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法……………金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

〈会計方針の変更〉

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ68百万円増加しております。

〈追加情報〉

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社従業員に対する当グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当グループの恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を平成26年12月10日に導入いたしました。

本取引は、「上新電機社員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とし、「上新電機社員持株会信託口」（以下、「持株信託」という。）が、導入後約5年間にわたり持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を予め取得し、取得後、持株信託は信託期間（約5年）において、持株会へ当社株式を売却し、持株信託終了時に持株信託内に残余の財産が存在する場合は、当該金銭を受益者適格要件を満たす従業員に分配します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数 754百万円、817千株

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 722百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度のものから変更されております。

なお、この税率変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

〈連結貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産の減価償却累計額 42,470百万円
2. 保証債務
 連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり保証を行っております。
 あさか電器株式会社 52百万円
3. 土地の再評価について（連結計算書類作成会社）
 「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）及び「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 (1) 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出する方法によっております。
 (2) 再評価を行った年月日 平成13年3月31日
 (3) 再評価を行った土地の期末における
 時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 3,388$ 百万円

〈連結株主資本等変動計算書に関する注記〉

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 57,568,067株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	861	16	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金17百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	859	16	平成29年3月31日	平成29年6月28日

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金13百万円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数
 該当事項はありません。

〈金融商品に関する注記〉

1. 金融商品の状況に関する事項

当グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛金管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については月末ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は市場リスク管理規程に従い、基本的に市場リスクのヘッジ目的でのみ利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	3,673	3,673	—
(2)受取手形及び売掛金	13,808	13,808	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	5,302	5,302	—
(4)差入保証金	13,225	13,171	△53
資産 計	36,009	35,956	△53
(1)支払手形及び買掛金	29,778	29,778	—
(2)長期借入金	43,423	43,450	27
負債 計	73,201	73,229	27
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(4)差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りを適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額59百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

〈賃貸等不動産に関する注記〉

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

〈1株当たり情報に関する注記〉

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,434円33銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 98円28銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている社員持株会専用信託口に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は930千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は817千株であります。

〈重要な後発事象に関する注記〉

重要な株式併合

当社は、平成29年4月18日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係わる定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月27日開催予定の第69回定時株主総会に、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしました。

1. 株式併合の目的

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を考慮しつつ、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、当社株式について2株を1株にする併合を実施することといたしました。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終株主名簿に記載された株主の所有株式数を基準に、2株につき1株の割合をもって併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	57,568,067株
株式併合により減少する株式数（注）	28,784,034株
株式併合後の発行済株式総数（注）	28,784,033株

（注）併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額	2,868円65銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	196円56銭

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	98,975	流動負債	85,129
現金及び預金	3,145	支払手形	2,427
売掛金	13,798	買掛金	26,637
商品	70,905	短期借入金	9,300
貯蔵品	100	1年内返済予定の長期借入金	16,443
繰延税金資産	3,136	未払法人税等	1,303
その他	7,889	賞与引当金	1,751
貸倒引当金	△1	ポイント引当金	4,239
		店舗閉鎖損失引当金	602
		その他	22,426
固定資産	86,697	固定負債	34,684
有形固定資産	64,850	長期借入金	26,980
建物(純額)	28,832	再評価に係る繰延税金負債	551
構築物(純額)	1,842	退職給付引当金	11
工具、器具及び備品(純額)	3,093	商品保証引当金	1,238
土地	27,858	資産除去債務	3,088
建設仮勘定	303	その他	2,813
その他(純額)	2,919		
無形固定資産	1,914	負債合計	119,813
借地権	1,043	〈純資産の部〉	
その他	871	株主資本	65,911
		資本金	15,121
投資その他の資産	19,932	資本剰余金	19,983
投資有価証券	5,352	資本準備金	5,637
関係会社株式	683	その他資本剰余金	14,345
長期貸付金	11	利益剰余金	34,700
繰延税金資産	87	その他利益剰余金	34,700
差入保証金	13,222	特別償却準備金	342
その他	780	別途積立金	13,000
貸倒引当金	△205	繰越利益剰余金	21,358
		自己株式	△3,894
		評価・換算差額等	△52
		その他有価証券評価差額金	2,053
		土地再評価差額金	△2,105
資産合計	185,672	純資産合計	65,859
		負債及び純資産合計	185,672

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		367,819
売 上 原 価		282,434
売 上 総 利 益		85,385
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		78,515
営 業 利 益		6,869
営 業 外 収 入		
受 取 利 息	102	
受 取 配 当 金	88	
受 取 手 数 料	175	
受 取 保 険 金 及 び 配 当 金	70	
受 取 賃 貸 料	73	
補 助 金 収 入	29	
そ の 他	102	642
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	339	
家 賃 代	13	
そ の 他	83	436
特 別 利 益		7,075
固 定 資 産 売 却 益	28	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	87	
賃 貸 借 契 約 解 約 益	37	
収 用 補 償 金	27	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	67	
そ の 他	5	254
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	7	
固 定 資 産 除 却 損	39	
減 損 損 失	782	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	177	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	521	1,529
税 引 前 当 期 純 利 益		5,800
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,437	
法 人 税 等 調 整 額	△268	1,168
当 期 純 利 益		4,632

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金		
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	15,121	5,637	14,345	421	13,000	17,465
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△861
当 期 純 利 益						4,632
土地再評価差額金の取崩						42
特別償却準備金の取崩				△79		79
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△79	—	3,892
当 期 末 残 高	15,121	5,637	14,345	342	13,000	21,358

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等 合 計	
当 期 首 残 高	△4,044	61,948	1,502	△2,063	△561	61,386
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△861				△861
当 期 純 利 益		4,632				4,632
土地再評価差額金の取崩		42				42
特別償却準備金の取崩		—				—
自 己 株 式 の 取 得	△116	△116				△116
自 己 株 式 の 処 分	266	266				266
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			551	△42	509	509
当 期 変 動 額 合 計	149	3,963	551	△42	509	4,472
当 期 末 残 高	△3,894	65,911	2,053	△2,105	△52	65,859

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

〈重要な会計方針に係る事項に関する注記〉

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品…………… 先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

貯蔵品…………… 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産…………… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無 形 固 定 資 産…………… 定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ポイント引当金……………ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- 店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異の費用処理方法
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- 商品保証引当金……………販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過年度における修理実績率に基づき、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象	(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
	金利スワップ	長期借入金の利息

ヘッジ方針……………当社のリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法……………金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

〈会計方針の変更〉

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ60百万円増加しております。

〈表示方法の変更〉

損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金及び配当金」及び「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「賃貸借契約解約益」は、金額の重要性が増したため、当事業年度よりそれぞれ独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「受取保険金及び配当金」は46百万円、「賃貸借契約解約益」は20百万円であります。

〈追加情報〉

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表〈追加情報〉」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度のものから変更されております。

なお、この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

〈貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産の減価償却累計額 42,044百万円
2. 保証債務
次の会社の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。
あさか電器株式会社 52百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務
短期金銭債権 1,065百万円
短期金銭債務 12,310百万円
長期金銭債務 8百万円

〈損益計算書に関する注記〉

関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	売上高	22,673百万円
	仕入高(外注費を含む)	12,389百万円
	その他の営業取引高	7,451百万円
	営業取引以外の取引による取引高	446百万円

〈株主資本等変動計算書に関する注記〉

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 4,679,597株

(注) 自己株式数については当事業年度末に社員持株会専用信託口が所有する当社株式817,000株を含めて記載しております。

〈税効果会計に関する注記〉

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

(1) 繰延税金資産（流動資産）

繰延税金資産

ポイント引当金	1,306百万円
たな卸資産評価損	621百万円
賞与引当金	539百万円
その他	669百万円
計	<u>3,136百万円</u>

(2) 繰延税金資産（固定資産）

繰延税金資産

資産除去債務	967百万円
減損損失	678百万円
商品保証引当金	379百万円
投資有価証券評価損	200百万円
その他	171百万円
小計	<u>2,398百万円</u>

評価性引当額 △887百万円

合計 1,511百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	692百万円
資産除去債務に対応する除去費用	468百万円
その他	263百万円
合計	<u>1,424百万円</u>

繰延税金資産の純額 87百万円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

再評価に係る繰延税金負債（固定負債）

再評価に係る繰延税金資産	1,026百万円
評価性引当額	<u>△1,026百万円</u>
計	一百万円
再評価に係る繰延税金負債	551百万円

〈関連当事者との取引に関する注記〉

子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	北信越ジョーシン株式会社 (注) 1	所有 直接 100.0%	商品の供給 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	8,854	—	—
				資金の回収	4,928	—	—
				利息の受取 (注) 2	46	—	—
	ジョーシンサービス株式会社	所有 直接 100.0%	商品の配送、据付、修理及び保守業務の委託 資金の借入 役員の兼任	資金の借入	15,850	短期借入金	5,550
				資金の返済	15,300	—	—
				利息の支払 (注) 3	27	未払費用	—
	ジョーシントック株式会社	所有 直接 100.0%	長期修理保証制度加入受付業務の受託 資金の借入 役員の兼任	資金の借入	12,150	短期借入金	3,200
				資金の返済	11,850	—	—
				利息の支払 (注) 3	15	未払費用	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 北信越ジョーシン株式会社は、平成29年2月1日付で株式会社北信越ジョーシンに商号変更後、同社を分会社とする会社分割（新設分割）を行い、北信越ジョーシン株式会社（現）を新たに設立し、株式会社北信越ジョーシンは同日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。なお、上記は商号変更前の北信越ジョーシン株式会社であり、取引金額は当事業年度の期首から平成29年1月31日までの金額であります。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。

〈1株当たり情報に関する注記〉

1. 1株当たり純資産額 1,245円25銭
2. 1株当たり当期純利益金額 87円71銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている社員持株会専用信託口に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は930千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は817千株であります。

〈重要な後発事象に関する注記〉

重要な株式併合

当社は、平成29年4月18日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係わる定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月27日開催予定の第69回定時株主総会に、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしました。

1. 株式併合の目的

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を考慮しつつ、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、当社株式について2株を1株にする併合を実施することといたしました。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終株主名簿に記載された株主の所有株式数を基準に、2株につき1株の割合をもって併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	57,568,067株
株式併合により減少する株式数（注）	28,784,034株
株式併合後の発行済株式総数（注）	28,784,033株

（注）併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額	2,490円50銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	175円43銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

上新電機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、上新電機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

上新電機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、上新電機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 69 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部、CSR推進室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び監査部、CSR推進室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制「内部統制システム」について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び監査部、CSR推進室その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、子会社については、子会社の取締役及び使用人等からもその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げ

る事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

上新電機株式会社 監査役会

常勤監査役 杉原宣宏 ㊞

常勤監査役 松浦儀成 ㊞

常勤監査役(社外監査役) 橋本雅康 ㊞

監査役(社外監査役) 内藤欣也 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策は、業績の状況及び配当と内部留保のバランスに配慮しながら、安定した配当を継続することを基本的な考え方としております。

当期の配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開や経営環境等を総合的に勘案いたしましたうえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金16円、総額 金859,287,520円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するため、現行定款第8条（単元株式数）に規定される単元株式数を1,000株から100株に変更したいと存じます。
- (2) 現行定款第8条の変更は、本総会の第3号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、当該株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生するものとするため、その旨の附則を設けるとともに、同附則は変更の効力が発生した日の経過後、これを定款から削除するものであります。
- (3) 適切な人材の招聘を容易にし、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第29条（社外取締役との責任限定契約）及び第38条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設したいと存じます。

なお、第29条（社外取締役との責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を表します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第9条～第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第9条～第28条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第29条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第30条～第37条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第37条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(効力発生日)</u></p> <p><u>第8条の効力発生日は、平成29年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって、削除するものとする。</u></p>

第3号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

本総会の第2号議案に係る定款一部変更により、単元株式数を1,000株から100株に変更することと併せて、当社株式を株主の皆様へ安定的に保有いただくことや、中長期的な株価変動を考慮しつつ、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、2株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

99,000,000株

(4) 本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少することとなりますが、純資産額は変動しませんので、1株当たりの純資産額は2倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりでございます。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	ど い え い じ 土 井 栄 次 (昭和16年3月15日生)	昭和47年12月 当社入社 昭和55年3月 当社総務部長 昭和60年5月 当社取締役総務部長 平成4年2月 ジョーシンサービス(株)代表取締役 社長 平成6年4月 当社取締役関西第3事業本部長 平成7年6月 当社常務取締役関西第3事業本 部長 平成10年6月 当社取締役副社長大阪中央事業本 部長 平成13年4月 当社取締役副社長営業本部長 平成13年10月 当社代表取締役社長 平成24年6月 当社代表取締役会長 平成28年6月 当社取締役会長(現任)	40,061株
<p>【取締役候補者とした理由】 土井栄次氏は、昭和60年5月から当社取締役を歴任し、平成13年10月からは代表取締役社長、平成24年6月からは代表取締役会長として、また、平成28年6月からは取締役会長として当社の経営全般を担い、その豊富な経験と実績を活かして当社の発展を牽引してまいりました。 この高い指導力とすぐれた経営能力を活かして、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	なか じま かつ ひこ 中 嶋 克 彦 (昭和28年1月7日生)	昭和51年4月 当社入社 平成2年4月 当社J&P事業部長 平成4年8月 当社退社 平成4年9月 (株)大塚商会入社 平成8年3月 同社取締役 平成12年3月 同社常務取締役 平成18年3月 同社取締役上席常務執行役員 平成22年10月 当社顧問 平成23年6月 エレコム(株)社外取締役 平成24年6月 当社代表取締役社長 平成25年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成25年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 兼地域営業支援本部長 平成28年6月 当社代表取締役兼社長執行役員兼 営業本部長兼地域営業支援本部長 平成28年10月 当社代表取締役兼社長執行役員 (現任)	62,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中嶋克彦氏は、株式会社大塚商会取締役上席常務執行役員、エレコム株式会社社外取締役を歴任し、平成24年6月からは当社代表取締役社長として、平成28年6月からは当社代表取締役兼社長執行役員として全般の経営を担い、その豊富な経験と実績を活かして当社の発展を牽引してまいりました。</p> <p>この高い指導力とすぐれた経営能力を活かして、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	かな たに りゅう へい 金 谷 隆 平 (昭和31年1月30日生)	昭和54年3月 当社入社 平成5年7月 当社総務部長 平成10年6月 当社取締役総務部長 平成13年4月 当社取締役総合企画部長 平成13年10月 当社取締役社長室長 平成14年3月 当社取締役営業企画本部長 平成14年6月 当社常務取締役営業本部長 平成16年6月 当社常務取締役経営企画本部長兼 総務部長 平成18年4月 当社常務取締役経営企画本部長 平成18年10月 当社専務取締役経営企画本部長 平成20年7月 当社代表取締役専務経営企画本 部長 平成23年6月 当社代表取締役副社長経営企画本 部長 平成28年4月 当社代表取締役副社長経営管理本 部長 平成28年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員 経営管理本部長兼経営企画部長 (現任) (重要な兼職の状況) ジョーシンテック(株) 代表取締役社長	62,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 金谷隆平氏は、平成10年6月から当社取締役として、平成23年6月からは代表取締役副社長として、平成28年6月からは代表取締役兼副社長執行役員として当社経営を担ってきました。 この豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	お がみ こう いち 尾 上 公 一 (昭和29年11月29日生)	昭和53年3月 当社入社 平成13年10月 当社日本橋8ばん館店長 平成15年4月 当社カスタマーソリューション営業部 e ビジネス営業課長 平成17年10月 当社J&P営業部副部長 平成19年4月 当社J-web営業部長 平成23年6月 当社取締役J-web営業部長 平成25年2月 当社取締役営業本部副本部長兼J-web営業部長、商品部、販売促進部管掌 平成25年6月 当社取締役営業本部副本部長兼J-web営業部長、商品部、販売促進部、物流管理センター管掌 平成26年8月 当社取締役営業本部副本部長兼J-web営業部長、商品部、販売促進部管掌 平成28年4月 当社取締役営業本部副本部長無店舗営業部門担当、J-web営業部、法人営業部、リユースビジネス推進センター管掌 平成28年6月 当社取締役兼常務執行役員営業本部副本部長無店舗営業部門担当J-web営業部、法人営業部、リユースビジネス推進センター管掌 平成28年10月 当社取締役兼常務執行役員ダイレクトマーケティング本部長 (現任) (重要な兼職の状況) J・P・S商事㈱ 代表取締役社長	10,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 尾上公一氏は、平成23年6月から取締役として経営に携わり、平成28年6月からは取締役兼常務執行役員としてその職責を果たしてきました。 この豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
6	た なか こう じ 田 中 幸 治 (昭和38年11月18日生)	昭和61年3月 当社入社 平成8年4月 当社人事課長 平成14年4月 当社総務部副部長 平成18年4月 当社総務部長 平成22年6月 当社取締役総務部長 平成28年4月 当社取締役経営管理本部副本部長 平成28年5月 当社取締役経営管理本部副本部長 兼総務部長 平成28年6月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部副本部長兼総務部長（現任）	23,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 田中幸治氏は、平成22年6月から取締役として経営に携わり、平成28年6月からは取締役兼常務執行役員としてその職責を果たしてきました。 この豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
7	※ た か は し て つ や 高 橋 徹 也 (昭和37年11月24日生)	昭和61年3月 当社入社 平成13年10月 当社関西営業部兵庫・北摂エリアマネージャー 平成25年6月 当社東京東海営業部長 平成28年6月 当社執行役員営業本部店舗営業担当副本部長兼地域営業支援本部副本部長兼関西営業部長東海営業部、東京営業部、J&E営業部、スマートライフ推進部、営業統轄部管掌 平成28年10月 当社執行役員営業本部長兼関西営業部長 平成29年4月 当社執行役員営業本部長（現任） (重要な兼職の状況) 兵庫京都ジョーシン(株) 代表取締役社長 滋賀ジョーシン(株) 代表取締役社長 和歌山ジョーシン(株) 代表取締役社長 中四国ジョーシン(株) 代表取締役社長 東海ジョーシン(株) 代表取締役社長 関東ジョーシン(株) 代表取締役社長	5,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 高橋徹也氏は、平成28年6月から執行役員として経営に携わり、同10月からは執行役員営業本部長としてその職責を果たしてきました。 これまでの豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、新たな取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8	のぎきしょうじろう 野崎清二郎 (昭和32年5月2日生)	昭和56年4月 ㈱協和銀行(現・㈱りそな銀行) 入行 平成17年7月 ㈱りそな銀行神田支店支店長 平成20年4月 同行 執行役員 首都圏地域担当 (ブロック担当) 平成22年6月 りそなビジネスサービス(㈱常勤監査役) 平成27年4月 医療法人徳洲会非常勤理事(現任) 平成27年6月 ウシオ電機(㈱)非常勤監査役 りそな総合研究所(㈱)非常勤監査役 りそな決済サービス(㈱)非常勤監査役 平成28年6月 当社社外取締役(現任) 平成28年10月 ㈱稲葉製作所社外監査役(現任)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>野崎清二郎氏は、金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、他社における常勤監査役等の要職を務め、経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、平成28年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。</p> <p>この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き社外取締役候補者としました。</p>			
9	※ ないとうきんや 内藤欣也 (昭和30年11月24日生)	昭和61年4月 弁護士登録 平成11年3月 内藤法律事務所開設 平成15年6月 ㈱イッコー(現・Jトラスト(㈱)) 社外監査役 平成16年2月 みずほパートナーズ法律事務所開設 平成24年4月 大阪弁護士会 副会長 近畿弁護士連合会常務理事 平成26年4月 国立大学法人大阪大学非常勤監事 平成28年6月 当社社外監査役(現任) ㈱ファルコホールディングス社外取締役(現任) 平成29年4月 内藤法律事務所開設(現任)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>内藤欣也氏は、法律家としての高度な専門的知識や豊富な経験に加え、他社における社外取締役としての経験を有しており、この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、新たな社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の取締役候補者であります。
3. 野崎清二郎氏及び内藤欣也氏は社外取締役候補者であります。当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 野崎清二郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 内藤欣也氏は、現在当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。同氏の監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。

6. 野崎清二郎氏及び内藤欣也氏の取締役選任が承認可決された場合は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は両氏との間で賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする、責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役内藤欣也氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりでございます。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
※ はや かわ よし お 早川 芳夫 (昭和27年6月10日生)	昭和55年10月 昭和監査法人(現・新日本有限責任監査法人)大阪事務所入所 昭和60年3月 公認会計士登録 平成15年8月 日本公認会計士協会租税調査会委員 平成17年7月 新日本監査法人(現・新日本有限責任監査法人)シニアパートナー 平成19年4月 関西大学会計専門職大学院非常勤講師 平成23年6月 新日本有限責任監査法人退職 平成23年7月 早川会計士事務所開設(現任) 平成23年12月 税理士登録 平成26年5月 学校法人大阪成蹊学園非常勤監事(現任) 平成27年3月 六甲バター(株)非常勤監査役(現任)	0株
【社外監査役候補者とした理由】 早川芳夫氏は、公認会計士としての高度な専門的知識や豊富な経験に加え、他社における監査役としての経験を有しており、この豊富な経験と実績を当社の監査に活かし、また独立した立場からも社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たな社外監査役候補者となりました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. ※印は新任の監査役候補者であります。
 3. 早川芳夫氏は社外監査役候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 4. 早川芳夫氏の監査役選任が承認可決された場合は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする、責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。補欠の監査役候補者は、次のとおりでございます。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
ひがきせいじ 檜垣誠次 (昭和25年4月30日生)	昭和56年4月 弁護士登録 鎌倉利行法律事務所入所	0株
	昭和61年4月 鎌倉・檜垣法律事務所パートナー	
	平成16年6月 ㈱デザート社外監査役(現任)	
	平成18年4月 大阪弁護士会 副会長	
	平成18年6月 大阪機工㈱(現・OKK㈱)社外監査役	
	平成19年4月 大阪弁護士会法曹養成・法科大学院協力センター委員長	
	平成22年4月 大阪弁護士会会館運営委員会委員長	
	平成22年6月 当社独立委員会委員	
	平成23年4月 鎌倉・檜垣法律事務所代表者(現任)	
	平成24年4月 大阪簡易裁判所司法委員(現任)	
	平成26年11月 公益財団法人松下社会科学振興財団評議員(現任)	
	平成27年3月 公益財団法人中山報恩会評議員(現任)	
	平成27年4月 大阪市開発審査会委員長(現任)	
平成28年6月 OKK㈱社外取締役(現任)		
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 檜垣誠次氏は、法律家としての高度な専門的知識や豊富な経験に加え、他社における監査役としての経験を有しており、それらを当社の監査に活かし、また独立した立場からも社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者となりました。		

- (注)
- 補欠の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 補欠の監査役候補者檜垣誠次氏は、社外監査役候補者であります。
 - 檜垣誠次氏が社外監査役に就任した場合は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする、責任限定契約を締結する予定であります。

第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、新たに取締役に対する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、後記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えます。

具体的には、本株主総会の第8号議案として付議しております取締役の報酬の限度額（年額240百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成30年3月末で終了する事業年度から平成32年3月末で終了する事業年度までの3年間（以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、第4号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結の時をもって、本制度の対象となる取締役の員数は社外取締役を除く7名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、平成29年5月11日付「当社取締役に対する（業績連動型）株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は3年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金300百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を一括して取得します。（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます）から取得します。）

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を3年毎に延長し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金300百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与及び後記(4)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

①取締役に對するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の当社が定める所定の日に、役位別基礎ポイント（役位等に応じて決定されるポイントをいいます。）及び直前に終了する事業年度の業績に応じたポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり100,000ポイントを上限とします。なお、第3号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されますと、平成29年10月1日を効力発生日として行う株式併合により、1事業年度当たりの付与ポイントの上限は50,000ポイントとなる予定です。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に2（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。なお、第3号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されますと、平成29年10月1日を効力発生日として行う株式併合により、1ポイントは当社株式1株となる予定です。

(4) 取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する上記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

第8号議案 取締役に対する報酬額変更の件

当社の取締役の報酬額は、平成8年6月27日開催の第48回定時株主総会において月額20百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただき、今日に至っておりますが、職務責任や会社業績を反映する新たな役員報酬制度の導入等を考慮し、現行の月額を年額に換算し、取締役の報酬額を「年額240百万円以内」といたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役1名）ですが、第4号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

